

## 引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引き渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。また、本契約に関して福島森林管理署（以下「甲」という）は一切の契約不適合責任を負わないものとし、買受人（以下「乙」という）は甲に対し、本契約目的物の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の変更、損害賠償請求または本契約の解除をすることはできないものとする。
- 3 引き渡し後は15日以内（行政機関の休日を除く）に搬出すること。
- 4 引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類（自動車検査証等）を福島森林管理長へ提出すること。
- 5 車両に森林管理署等を明示するステッカーや文字・マーク・柄等が表示してある場合、買受者の責任により消去し、消去したことを証明する写真を福島森林管理署長に提出すること。
- 6 引渡し、名義変更、表示の消去、その他一切に係る費用は買受人の負担とする。

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。

物件番号1号：スバル フォレスター（福島300も6811）

福島森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住所：

氏名：

引渡職員	
------	--

## 引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引き渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。また、本契約に関して福島森林管理署（以下「甲」という）は一切の契約不適合責任を負わないものとし、買受人（以下「乙」という）は甲に対し、本契約目的物の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の変更、損害賠償請求または本契約の解除をすることはできないものとする。
- 3 引き渡し後は15日以内（行政機関の休日を除く）に搬出すること。
- 4 引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類（自動車検査証等）を福島森林管理長へ提出すること。
- 5 車両に森林管理署等を明示するステッカーや文字・マーク・柄等が表示してある場合、買受者の責任により消去し、消去したことを証明する写真を福島森林管理署長に提出すること。
- 6 引渡し、名義変更、表示の消去、その他一切に係る費用は買受人の負担とする。

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。

物件番号2号：ダイハツ ハイゼットカーゴ（福島480き640）

福島森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住所：

氏名：

引渡職員	
------	--